（住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十一条　法第三十四条第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十七条第一号	支援等の業務	支援等の業務及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三十四条第一項各号に掲げる業務（以下「特別支援等の業務」という。）
第百十七条（第一号を除く。）、第百十八条第一項及び第三項並びに第百十九条第一項及び第三項	支援等の業務	支援等の業務及び特別支援等の業務
第百十八条第一項第一号	の情報	及び履行確保法第三十四条第一項第二号の情報
第百十八条第一項第二号	の調査	及び履行確保法第三十四条第一項第三号の調査
第百十九条第一項第二号	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は履行確保法第三十三条第一項に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」という。）
第百二十条及び第百二十三条第一項	紛争処理の業務	紛争処理の業務又は特別紛争処理の業務
第百二十一条第一項	別記第七十七号様式	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下「履行確保法施行規則」という。）別記第二十三号様式
	別記第七十八号様式	履行確保法施行規則別記第二十四号様式
	別記第七十九号様式	履行確保法施行規則別記第二十五号様式

（住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十一条　法第三十四条第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、住宅品質確保法施行規則第四章第二節（第百十七条第一号を除く。）の規定中「支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務」と、住宅品質確保法施行規則第百十七条中「法第八十四条第二項」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する法第八十四条第二項」と、同条第一号中「支援等の業務」とあるのは「履行確保法第三十四条第一項各号に掲げる業務（以下「特別支援等の業務」という。）」と、住宅品質確保法施行規則第百十八条（第三項を除く。）中「法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項」とあるのは「履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項」と、同条第一項第一号中「法第八十三条第一項第二号」とあるのは「履行確保法第三十四条第一項第二号」と、同項第二号中「法第八十三条第一項第三号」とあるのは「履行確保法第三十四条第一項第三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下「履行確保法施行規則」という。）第四十一条の規定により読み替えて適用する前項各号」と、同条第三項並びに住宅品質確保法施行規則第百十九条第二項及び第三項、第百二十一条第二項並びに第百二十二条第二項中「前項の」とあるのは「履行確保法施行規則第四十一条の規定により読み替えて適用する前項の」と、住宅品質確保法施行規則第百十九条第一項中「法第八十二条第三項において準用する法第十九条第二項」とあるのは「履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する法第八十二条第三項において準用する法第十九条第二項」と、同項第一号中「第百二十一条第一項」とあるのは「履行確保法施行規則第四十一条の規定により読み替えて適用する第百二十一条第一項」と、同号並びに住宅品質確保法施行規則第百二十一条第二項及び第三項中「期首計画書」とあるのは「特別紛争処理期首計画書」と、住宅品質確保法施行規則第百十九条第一項第一号、第百二十一条第三項及び第百二十二条第一項中「助成金使途計画書」とあるのは「特別紛争処理助成金使途計画書」と、住宅品質確保法施行規則第百十九条第一項第一号並びに第百二十一条第二項及び第三項中「設備購入計画書」とあるのは「特別紛争処理設備購入計画書」と、住宅品質確保法施行規則第百十九条第一項第二号中「第百二十三条第一項」とあるのは「履行確保法施行規則第四十一条の規定により読み替えて適用する第百二十三条第一項」と、「助成金使途報告書」とあるのは「特別紛争処理助成金使途報告書」と、「紛争処理の業務」とあるのは「特別紛争処理の業務」と、同条第二項及び住宅品質確保法施行規則第百二十条第二項中「前項各号」とあるのは「履行確保法施行規則第四十一条の規定により読み替えて適用する前項各号」と、住宅品質確保法施行規則第百十九条第三項中「第一項各号」とあるのは「履行確保法施行規則第四十一条の規定により読み替えて適用する第一項各号」と、住宅品質確保法施行規則第百二十条第一項第一号中「紛争処理の業務に従事する役員又は職員に」とあるのは「履行確保法第三十三条第一項に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」という。）に従事する役員又は職員に」と、「並びに紛争処理の業務」とあるのは「並びに特別紛争処理の業務」と、「紛争処理の業務に従事した」とあるのは「特別紛争処理の業務に従事した」と、同条（第一項第一号、第四号及び第五号を除く。）及び第百二十三条中「紛争処理の業務」とあるのは「特別紛争処理の業務」と、住宅品